

許可更新の申請手続き

伊 勢 原 市

清 掃 リ サ イ ク ル 課

〒259-1138

伊勢原市神戸378番地（環境美化センター）

電 話 0463-94-7502

FAX 0463-92-4717

は じ め に

一般廃棄物（ごみ・し尿・浄化槽汚泥・動物の死体その他）の収集・運搬・処分を業として行うには、一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可が必要です。また、浄化槽清掃業を営むためには、浄化槽清掃業の許可が必要です。

一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可期間は2年です。既に許可を得ている一般廃棄物収集運搬業等を継続して行う場合は、許可期限の到来する前に更新の許可を得る必要があります。

申 請 書 の 作 成 に あ た っ て

- 1 申請者は、正本1部、副本1部の計2部を作成してください。申請書を受け付けたとき副本1部は返却しますので、保管してください。
- 2 添付書類は、日本工業規格のA-4版の大きさのファイルに綴じてください。A-4版より大きい図面は、A-4版の大きさに折り、かつ左綴じにしてください。ただし、官公署、公共機関等が発行したA-4版より小さい書類等は、あえてA-4版に拡大する必要はありません。
- 3 市ホームページ「一般廃棄物収集運搬（処分）業の許可申請について（許可更新）」から指定用紙をダウンロードすることができます。
- 4 添付書類をPDFで提出する場合は、縦横をそろえてください。
- 5 PDFの提出は、電子メール（bika-c@isehara-city.jp）とし、正本・副本を窓口へ提出するまでに送付してください。

申 請 書 の 提 出 に つ い て

- 1 申請書に所定事項を記入し、伊勢原市清掃リサイクル課に提出してください。なお、提出にあたっては、事前に連絡をしてください。
- 2 申請書受付の際、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第28条の規定に基づき、次により申請手数料を納入してください。

①一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業

許可申請手数料 10,000円／件（新規に申請する場合）

更新許可申請手数料 10,000円／件（2年ごとに更新が必要）

変更許可申請手数料 10,000円／件（事業の範囲を変更する場合）

許可証再交付申請手数料 6,000円／件

②浄化槽清掃業

許可申請手数料 10,000円／件（新規に申請する場合）

許可証再交付申請手数料 6,000円／件

3 既納の手数料は返還しません。

4 不足、不備書類がある場合は、受け付けられません。

許可（更新）申請に係る申請書、添付書類

一般廃棄物収集運搬業

- 1 一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書・・・・・・・・・・指定用紙
- 2 事業計画書・・・・・・・・・・指定用紙
- 3 住民票（申請者が法人の場合にあっては、定款及び登記簿の謄本）
- 4 納税証明書（市県民税（法人の場合は法人市民税）及び固定資産税）
- 5 申請者の印鑑登録証明書（法人にあっては代表者の印鑑証明書）
- 6 他自治体の許可状況（許可証の写し添付）・・・・・・・・・・指定用紙
- 7 申告書 ※申告者本人の押印の不要・・・・・・・・・・指定用紙
- ★ 8 従業員名簿（全体及び本市内収集運搬に係るもの）・・・・・・・・指定用紙
- 9 保有車両・機材一覧表（全体及び本市内収集運搬等に係るもの）
・・・・・・・・・・指定用紙
- ★ 10 車検証の写し（本市内収集運搬等に係る車両についてのみ添付）
- ★ 11 排出事業者との契約書（請書）の写し又は契約することが確実であることを証する書類（必ず契約者双方の所在地、事業所名、押印、日付が入ったもの）
- ★ 12 処分を他者に依頼している場合は、依頼先との契約書、処分方法等を記した書面（秦野市伊勢原市環境衛生組合の施設への搬入分を除く。）
- ★ 13 資源化（再生、売却、自己利用等）を行っている場合は、その方法及び処分、販売先等の契約書の写し
- 14 一般廃棄物収集運搬業に係る料金表
- 15 伊勢原市からの許可証（写し）
- 16 その他市長が必要と認める書類

※ 3、4、5については、正本のみ原本にて提出してください。

※ ★マークの付いている8、10、11、12、13についてはPDFとして、電子メールの提出を可とします。電子メールの提出期限は、正本副本を窓口に出すまでとします。

電子メール：bika-c@isehara-city.jp

一般廃棄物処分業（最終処分を除く）

＜一般廃棄物収集運搬業の２～８の書類のほかに次の書類が必要です。＞

- １７ 一般廃棄物処分業許可（更新）申請書・・・・・・・・・・指定用紙
- １８ 中間処理計画書（処理工程図）
- １９ 処理施設の案内図及び場内配置図
- ２０ 施設の構造がわかる平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
- ２１ 排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業者との契約書の写し又は契約することが
確実であることを証する書類（必ず契約者双方の所在地、事業所等名、
押印及び日付が入ったもので、当該中間処理に係る一般廃棄物の排出事業者
名が特定できるものであること。）
- ２２ 中間処理後の一般廃棄物の処理方法を記載した書類
- ２３ 中間処理後に生じた一般廃棄物を他者に委託する場合は委託先の承諾書
- ２４ 周辺の生活環境に与える環境影響評価書又はこれに準ずる書類
- ２５ 主要な運搬経路を示した地図
- ２６ 一般廃棄物処分業（最終処分を除く）に係る料金表
- ２７ 伊勢原市からの許可証（写し）
- ２８ その他市長が必要と認める書類

一般廃棄物処分業（最終処分）

＜一般廃棄物収集運搬業の２～８の書類のほかに次の書類が必要です。＞

- ２９ 一般廃棄物処分業許可（更新）申請書・・・・・・・・・・指定用紙
- ３０ 最終処分計画書（処理工程図）
- ３１ 処理施設の案内図及び場内配置図
- ３２ 施設の構造がわかる平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書
- ３３ 埋め立てられる一般廃棄物（中間処理後のものを含む。）の種類、組成、
成分等の測定実績が明記された書類
- ３４ 排出事業者、一般廃棄物収集運搬業者、中間処理業者との契約書の写し又
は契約することが確実であることを証する書類（必ず契約者双方の所在地、
事業所等名、押印及び日付けが入ったもので、当該最終処分に係る一般廃

棄物（中間処理後のものを含む。）の中間処理業者及び排出事業者が特定できるものであること。）

- 35 埋立て終了後の跡地利用計画書
- 36 周辺の生活環境に与える環境影響評価書又はこれに準ずる書類
- 37 主要な運搬経路を示した地図
- 38 一般廃棄物処分業（最終処分）に係る料金表
- 39 伊勢原市からの許可証（写し）
- 40 その他市長が必要と認める書類

浄化槽清掃業

＜一般廃棄物収集運搬業の2～13の書類のほかに次の書類が必要です。＞

- 41 浄化槽清掃業許可申請書
- 42 主要な運搬経路を示した地図と収集区域を示した図面
- 43 浄化槽清掃業に係る料金表
- 44 伊勢原市からの許可証（写し）
- 45 その他市長が必要と認める書類

そ の 他

- 1 住民票、登記簿謄本、印鑑証明書等官公署の発行する書類は、申請書受付日前３カ月以内に発行されたものに限りです。
- 2 事業の範囲（事業内容、取扱い廃棄物の種類）以外の事項を変更しようとするときは、許可申請事項変更届（第１４号様式）を提出してください。
- 3 許可証を紛失したり汚損したりしたときは、許可証再交付申請書（第２０号様式）を提出し、再交付を受けなければなりません。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により事業の全部または一部を廃止したときは、廃止した日から１０日以内に事業廃止（一部廃止）届（第２１号様式）を提出しなければなりません。
- 5 浄化槽法第３８条各号に該当することになった場合は、その日から３０日以内に浄化槽清掃業廃業等届（第２２号様式）を提出しなければなりません。
- 6 事業を休止したときは、休止した日から１０日以内に事業休止届（第２３号様式）を提出しなければなりません。
- 7 一般廃棄物処分業の申請をすることのできる者は、県知事の許可を受けた処分施設を有する事業者に限られます。